

松山市 中学校給食費2か月無償化に関する Q&A（保護者用）

Q1 取り組みの内容は？

今回の取り組みは、国の令和8年度補正予算成立により、松山市に追加で交付されることとなった重点支援地方交付金を活用して、松山市が独自に令和8年9月分と10月分の中学校給食費を無償化するものです。物価高騰の影響を受けている保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の拡充を図ることを目的としています。

Q2 対象期間は？

令和8年9月分(第4期)と10月分(第5期)が対象です。なお、11月分(第6期)以降は、これまでどおり1食あたり300円を負担していただきます。

※口座振替登録している場合は、9/10と10/1引き落とし分の給食費が0円となります。

その他の教材費等の学校徴収金は請求がある場合がありますので、ご注意ください。

※対象期間中に市外転出した場合は、対象期間中の実食分のみ無償化します。

Q3 対象者は？

当市が給食を提供する中学校に通うすべての生徒が対象です。

※生活保護の教育扶助の対象となっている生徒については、本制度の支援対象とせず、引き続き、生活保護制度による支援を優先します。(教育扶助として生活保護費が支給され、給食費に充当されます)。

Q4 所得制限はありますか？

所得制限はありません。すべての世帯が対象です。

Q5 小学校は対象外ですか？

小学校は、既に令和8年度から無償化を実施しています。

Q6 給食費2か月無償化にあたり何か手続きは必要ですか？

手続きは不要です。

Q7 無償化されたら、口座振替の登録を削除してもよいですか？

いいえ。今回、令和8年9月分と10月分の給食費を無償化しますが、11月分以降は、これまでどおり1食あたり300円を負担していただきます。また、教材費等の学校徴収金については、これまでどおり登録口座から振替されます。

Q8 食物アレルギー等の理由で、お弁当を持参している場合はどうなりますか？

食物アレルギー等のやむを得ない理由により、牛乳を含め、給食を全く食べることができず、毎日お弁当を持参している(完全弁当対応)生徒に対しては、給食費相当額(1食あたり390円×最大46食分)を金銭給付します。※金銭給付の対象となる方には、別途、詳細をお知らせします。